

山口県高等学校体育連盟定時制通信制部規約

第1章 名称及び事務局

第1条 本部会は山口県高等学校体育連盟定時制通信制部と称する。(以下部と略称する)

第2条 本部会の事務所は部会長所在の学校内に置く。

第2章 目的

第3条 本部会は県下高等学校定時制通信制における勤労青年としての健全な体育・スポーツの普及発達をはかることを目的とする。

第3章 事業

- 第4条 (1) 県下高等学校定時制通信制体育・スポーツに関する競技会の開催
(2) 県下高等学校定時制通信制生徒の体育大会の開催
(3) その他本部会の目的達成に必要な事項

第4章 組織

第5条 本部会は県下高等学校定時制通信制加入校で組織する。

第6条 本部会はずぎの支部を置く。

- (1) 岩柳支部 (2) 徳山支部 (3) 山防支部
(4) 宇部支部 (5) 下関支部

第5章 役員

第7条 本部会につぎの役員を置く。

- | | |
|-------------------|--------|
| (1) 部会長 | 1名 |
| (2) 副部会長 | 2名 |
| (3) 部会理事長(専門部長兼任) | 1名 |
| (4) 部会副理事長 | 2名 |
| (5) 事務局長(専門委員長兼任) | 1名 |
| (6) 監事 | 2名 |
| (7) 理事 | 各校 1名 |
| (8) 評議員 | 各校 1名 |
| (9) 専門委員 | 各支部 1名 |

本部会に顧問、参与、各若干名を置くことができる。

第8条 部会長・副部会長は、加入校の校長より理事・評議員会で推薦する。

部会長は本会を代表し、会務を総轄する。

副部会長は部会長を補佐し、部会長事故のあるときは職務を代行する。

第9条 部会理事長は部会長校の教頭とし、常務を掌る。部会副理事長は副部会長校の教頭とし、部会理事長を補佐する。

第10条 事務局長は部会校の評議員をもってこれにあて事務を掌る。

第11条 監事は理事、評議員会で選出し、会計を監査する。

第12条 理事は各学校の教頭、評議員は各学校の関係職員とし、本部会の会務の審議執行議決にあたる。

第13条 専門委員は各支部から1名評議員より選出する。

第14条 部会長及び副部会長以外の校長は参与とする。

第15条 顧問及び副部会長以外の参与は部会長が委嘱する。

第16条 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。補欠による役員の任期は前任者の残任期間とする。

第6章 会 議

第17条 理事、評議員は部会長が招集し、次の事項を議決する。

- (1) 予算及び決算
- (2) 役員の選出
- (3) 事業に関する事項
- (4) その他重要な事項

第18条 顧問、参与、監事は会議に出席して意見をのべることができる。

第19条 専門委員会は専門部長と専門委員をもって構成する。

会議は部会長が招集し、大会運営に関する事項を審議する。

第20条 本部会の運営は加入校の会費及び寄付金をもってあてる。加入校の会費は理事評議員会で決定する。

第21条 本部会の会計年度は毎年4月1日に始まり、3月31日に終わるものとする。

第22条 本規約の改廃は、理事、評議員会において加入校の3分の2以上の賛成を得て申請し、県高体連理事会で議決する。

附 則 この規約は昭和48年4月 1日より施行する。

平成 元年 4月 1日 一部改正

平成10年 4月17日 一部改正

平成17年 4月22日 一部改正

平成21年 4月23日 一部改正